

締約国に関する情報 B E	ベルギー 一般情報	附属書 B 1 B E
国内官庁の名称	Intellectual Property Office (Belgium) (知的所有権庁 (ベルギー))	
所在地及び郵便のあて名	Atrium C, Rue du Progrès 50, B-1210 Bruxelles, Belgium	
電話番号	(32-2)277 90 11	
ファクシミリ装置	(32-2)277 52 62	
電子メール	opridie-tech@economie.fgov.be	
インターネット	https://economie.fgov.be/fr/themes/propriete-intellectuelle/institutions-et-acteurs/office-belge-de-la-propriete	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付の日から14日以内に提出	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
ベルギーの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人 ¹ の選択により、欧州特許庁 (EPO) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
ベルギーが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	欧州特許庁 (EPO) (国内段階参照)	
ベルギーを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	欧州特許	
国際型調査に関するベルギーの規定	経済法第10節, 第XI.23条	

[次頁に続く]

1 ベルギーの国民若しくは居住者、又はベルギーに業務上の本拠地を有する法人は、国際出願が国の防衛又は安全に利害関係を有する場合、知的所有権庁(ベルギー)に国際出願しなければならない。

B E

ベルギー (続き)

B E

国際公開に基づく仮保護

欧州特許を目的とする指定の場合：

- (1) EPOの公用語の1つによって公開された国際出願：
当該出願の請求の範囲についての翻訳に関する国内的要件が満たされていることを条件として事情により相当な補償
- (2) EPOの公用語でない言語によって公開された国際出願：
(1)に規定する保護は，EPOがその公用語の1つにより提供された国際出願を公開するまで効力を生じない

ベルギーが指定（又は選択）されている場合の有益な情報は、
附属書B 2の欧州特許機構（EP）を参照
